

令和7年度からの  
学校後援会（つばさ南小・つばさ北小・川島中）  
の方向性にかかる協議経過・趣旨

令和5年10月  
川島町教育委員会

# 目次

## 1. 協議経過

### ① つばさ南小学校及びつばさ北小学校の学校後援会での協議

令和5年5月26日、6月9日 [会長、校長等]

..... P 1

### ② つばさ南小学校、つばさ北小学校及び川島中学校の学校後援会での協議

令和5年7月10日、8月31日 [会長、副会長、代表理事、校長]

..... P 2～3

## 2. 趣旨説明

参考資料① 学校後援会に関する町内の小・中学校の意識等調査 ..... P 4～5

参考資料② 近隣（比企地区）の学校後援会の設置状況 ..... P 6

参考資料③ 学校後援会のメリット・デメリット（問題点） ..... P 7

# 【協議経過①】 つばさ南小学校及びつばさ北小学校の学校後援会 (令和5年5月26日・6月9日)

## 意見 1

しかし今、学校では、後援会の必要性は、無いのではと思っています。

## 意見 2

ならば、後援会の解散を視野に入れて検討してはどうでしょう。

## 意見 3

参考までに、後援会に関する他の学校の意識や動向はどうなっていますか？

## 意見 4

また、他市町村の学校の後援会の状況はどうなっていますか？

つばさ南小とつばさ北小の後援会は、統合を前提に協議を進めることでよいでしょうか。

提案 1  
(事務局)

統合小学校と併せて、一体型小中一貫校になる川島中学校の後援会も含めた検討が必要と考えます。

提案 2  
(事務局)

調査のうえ、今後、川島中学校の後援会も含め、また解散も視野に入れた検討に進みたいと思います。

まとめ  
(事務局)

# 【協議経過②】 つばさ南小学校、つばさ北小学校及び川島中学校の学校後援会 (令和5年7月10日・8月31日)

説明 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"><li>「学校後援会に関する町内の小・中学校の意識調査」 → P 4～5</li><li>「近隣（比企地区）における学校後援会の設置状況調査」 → P 6</li></ul>
-------------	---

今日、学校だけでなく地域も忙しい。  
負担軽減のため、後援会は解散すべきではないか。

意見 1

意見 2

後援会は長い歴史があるから、  
そのまま存続しても良いのでは。

近隣の学校の後援会が解散している状況だと、  
当町でも解散はやむ得ないだろう。

意見 3

後援会のメリット・デメリットが整理され  
ていると、さらに検討しやすい。

意見 4



説明  
(事務局)

・「学校後援会のメリット・デメリット」→ P7

意見 6

後援会は解散でいいと思うが、もしお金が必要になった場合、教育委員会には対応をお願いしたい。

意見 5

後援会を存続したい気持ちはあるが、後援会が解散となっている背景や理由を考えると、当町でも後援会が解散の流れになってもやむ得ない。

意見 7

後援会が解散になるとしても、別の形で、地域が学校を支える組織があっても良いと思う。

## 1. 学校後援会に関する地域の声

地域が学校を支えるという趣旨からすると、  
学校後援会が存在する意義は、一応あると言うものの・・・

### ★不満の声

会費を値下げしてほしい

子どもがいないのに、後援会費を負担しなければならないのか

会費を使うなら、本当に子どもに関わることに使ってほしい など

### ☆疑問の声

集金する以外に何を仕事しているのか

形だけの組織でないか など

## 2. 学校後援会に関する学校の声

- 正直、学校後援会に係る事務負担は大きい。
- 学校後援会があることはありがたいが、時勢等を考慮すると、解散になってもやむを得ないと思う。
  - ※ つばさ南小、つばさ北小、川島中とも、現在の学校後援会は、令和6年度を以て、一旦は終了という共通認識を持っています。
- 学校後援会が解散の場合は、つぎのことをお願いしたい。
  - 教委・町に対して → 不測の場合、公費の対応をお願いします。
  - 地域に対して → 金銭的支援の代わりに、人的支援（学校応援団）があるとありがたいです。

# 【趣旨・参考資料②】 近隣（比企地区）における学校後援会の設置状況調査

## 1. 学校後援会の設置状況について

（令和5年5月末現在）

No.	団体名	小学校				中学校			
		設置校数	左欄のうち 後援会有る 学校数	学校名	会費/年 (円)	設置校数	左欄のうち 後援会有る 学校数	学校名	会費/年 (円)
	東松山市	11	0	—	—	5	0		
	小川町	5	0	—	—	3	2	東中 西中	160円/世帯 750円/世帯
	滑川町	3	0	—	—	2	0		
	吉見町	6	0	—	—	1	0		
	ときがわ町	3	0	—	—	2	0		
	鳩山町	3	0	—	—	1	0		
	東秩父村	1	0			1	0		
	川島町	6	6	中山小 伊草小 つばさ南小 つばさ北小	300円/会員 500円/会員 250円/会員 500円/会員	2	2	川島中 西中	500円/会員 500円/会員

## 2. 学校後援会の解散状況について

過去5年間（平成30年度～令和4年度）

吉見中学校学校後援会 （令和4年度末解散）	生徒数の減少や学校運営費の公費負担の原則から、解散になりました。以前から後援会費に批判的意見があった。後援会予算から支出していた費用は、公費で賄うこととなりました。
東秩父中学校学校後援会 （令和2年度末解散）	後援会の運営等が教職員の負担になっていたこともあり、解散になりました。後援会予算から支出していた費用は、公費で賄うこととなりました。



## メリット

(1) 学校配当予算（公費）で予算措置される水準以上の予算の支出が可能です。

(2) 学校にとって、利用しやすい予算が支出できます。

緊急で支出する必要が生じたもの（備品・設備の修繕、購入など）について、過去、後援会予算から支出していた実態はありません。

※ 学校配当予算とは  
町から教育委員会を通じ、学校長に配当される町の予算（公費）です。学校長は、事務規程に基づき予算を支出します。

## デメリット（問題点）

(1) 学校の管理運営や教育活動に関し、後援会予算を前提とすることは、公費負担の原則（※）から好ましくありません。

※ 公費負担の原則  
学校の管理運営や教育活動に必要な経費は、原則、設置者である市町村が負担します。（学校教育法第5条）  
市町村は、学校の管理運営や教育活動に必要な経費について、住民に負担を転嫁すべきでないとされています。  
(地方財政法第27条の4)

(2) 学校関係団体等からの自発的・主体的な財政支援は、必ずしも禁止されているわけではありませんが、強制的な集金は好ましくありません。（地方財政法第4条の5）

会長が、後援会の目的・趣旨を示し、目的・趣旨に賛同いただける方だけから、会費を集金するというのが原則になると存じます。

(3) 会則上、後援会運営にかかる事務は、会長が学校の教職員に委嘱していますが、学校の意識調査によると、負担になっている実態があります。

学校後援会に係る事務は、時間外に行っていますが、学校本来の仕事に集中するためにも、働き方を見直さなければなりません。



かわべえ かわみん

川島町マスコット